

令和5年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業  
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)  
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 福岡市 】

令和5年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)

具体的な活動内容

- 日本語指導連絡会 (教育委員会、日本語指導担当教員配置校管理職、日本語指導担当教員等)  
4月・6月・10月・2月……日本語指導体制に関する共通理解、教員の資質向上に資する研修
- 日本語指導関係課会議(教育委員会:教職員1・2課・学校企画課・教育支援課)  
9月・1月・2月……日本語指導に関する情報共有・次年度の体制に関する検討
- 拠点校会議  
月1回程度……帰国・外国人児童生徒等の現状と課題、指導及び支援体制に関する協議 等

2. 具体の取組内容

- (1) 連絡会・協議会は教育委員会内外で実施
- (2) 拠点校指導体制の整備
- (3) 特別の教育課程の実施に向けた個別の指導計画を5月末までに提出、また報告を3月末までに提出
- (4) 各会で課題について整理し、実践の概要と成果を公表
- (5) 共通理解を図り、生徒の進路決定をサポート
- (6) 学校ごとのプレスクールや福岡市教委事前説明の実施
- (7) 日本語指導が必要な児童生徒に対するオンライン授業やTV電話通訳タブレットの活用
- (9) 実践研究のための研修会等の実施と転入時面談の際の日本語能力測定の実施、指導方針の決定
- (10) 日本語指導員の派遣、教材の貸与、児童生徒等(の保護者)の母語が分かる支援員の派遣

3. 成果と課題

- (1) 運営協議会・連絡協議会を適宜実施し、実績に合わせた体制を見直し構築
- (2) 日本語指導担当教員未配置校に在籍する児童生徒に対する通級指導及び質の担保を図った指導実施
- (3) 一人ひとりの日本語能力の的確な把握と個に応じた指導計画作成を徹底し、指導の連続・系統化
- (4) 関係機関に成果・課題、重点課題に関する共通理解
- (5) 情報の共有と教員相互の共通理解
- (6) 日本語指導が必要な児童生徒に対し、早期の指導開始
- (7) 様々な状況に対応、日本語指導を継続して実施。多言語に対応し、保護者との意思疎通の円滑化
- (9) 測定値に基づいた全市の指導を要する児童生徒の実態把握、児童生徒の個に応じた指導計画等の策定
- (10) 個に応じた充実した初期指導の実施

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
本事業で対応した幼児・児童 生徒数	人 (園)	414人 (96校)	138人 (49校)	人 (校)	0人 (0校)	人 (校)	1人 (1校)
うち、特別の教育課程で指導 を受けた児童生徒数		414人 (96校)	138人 (49校)	人 (校)	0人 (0校)	人 (校)	1人 (1校)

4. その他(今後の取組予定等)

- 日本語指導を必要とする児童生徒数は、今後さらなる増加が予想される。日本語指導関係課会議を計画的に行い、一定の質を担保した指導を行うことができるようにする。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。